

The Japan Association  
of  
Certified Auditors and Accountants

1938

日本検査計理士會  
要覽

昭和13年6月

目次

記念寫真(勞業計理座談會, 商業會計講演會).....	2, 29
日本検査計理士會ニ就テ.....	3
業績比較一覽表.....	4
沿革.....	5
定款.....	7
諸規則.....	13
綱領及要綱.....	14
支部規則及試補會規則.....	15
諸徵章.....	16
検査計理士法期成會規約.....	16
検査計理士法案要綱.....	16
會員門標.....	17
本支部所在地.....	17
名譽會員及客員名簿.....	18
物故功勞者名簿.....	18
會員名簿.....	19
會籍抹消者.....	25
試補會會員名簿.....	26
試補會會籍抹消者.....	27
出征會員名簿.....	27
第6期豫定曆.....	28
役員委員及幹事名簿.....	30
宣言(甲子園寶塚).....	6, 16

大阪市北區宗是町大阪ビル436

日本検査計理士會

電話土佐堀④6841・5411

播替大阪34637



436  
22

始

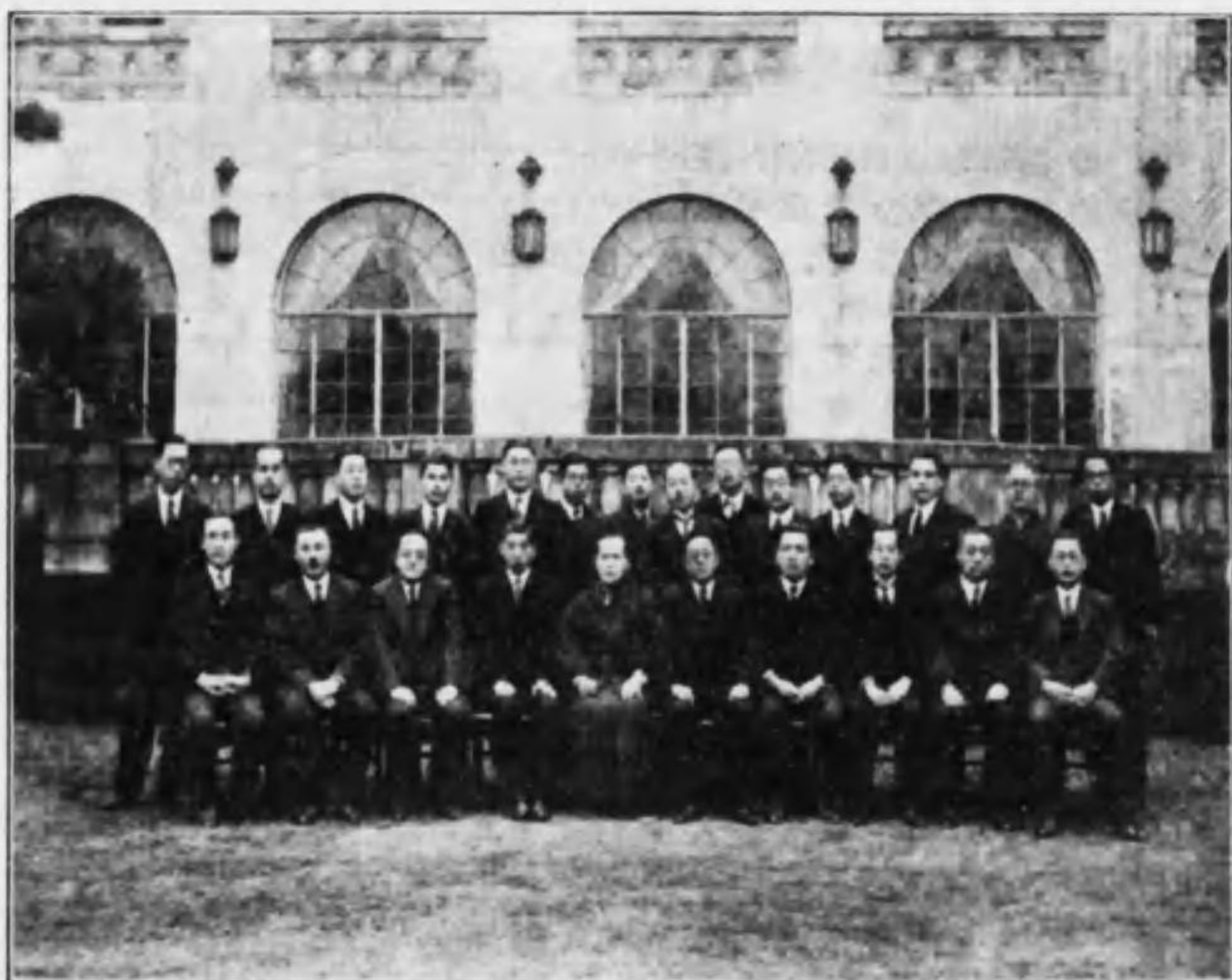




特248  
682



昭和8年1月15日 於甲子園ホテル 發會記念



昭和12年2月11日 於東京如水會館 計理合理化座談會

## 劃期的新理想主義 日本検査計理士會ニ就テ

計理士制度ハ第一期ノ搖籃時代ヲ終エ今ヲ新時代ニ當面シテ居リマス。計理士制度改善ハ先年來朝野ノ輿論トナリ、新理想主義ニ據ル検査計理士法制定建議ハ第65回帝國議會衆議院ヲ通過シマシタ。新法制定ニハ尙歲月ヲ要スベキモ吾人ノ集團ニ於テ此趣旨ヲ採擇シ理想實現ノ一歩ヲ進ムルコトトスレバ新法制定ノ日ヲ早ムルコトトナリマシヨウ。

英米同職者ノ地位信用ハ、其職務道德並ニ學識經驗條件ノ高級ナルニ因ルモノナルコトハ多言ヲ要セザル所デアリマス。本邦計理士界ニ英米ノ程度ヲ俄カニ望ムコトハ困難デアリマシヨウガ、既ニ本邦計理士數ハ英米ニ次ギ獨佛ヲ凌駕シテ世界第三位ヲ占ムルニ至リ業界向上ノタメニハ積極的處置ガ必要トナリマシタ今日、舊團體ハ夫々ノ因襲ニヨリ其改善容易ナラザル實情ニ鑑ミ、相當高級ナル理想ヲ標榜シタル新理想團體ヲ提唱スルコトハ誠ニ時宜ニ適スルモノデアリマシヨウ。

新理想團體ハ「日本検査計理士會」The Japan Association of Certified Auditors and Accountants ト稱シ、業界ノ劃期的團體トシテ學界實業界其他各方面有識者ノ支持ト、全國東西各地多數同職者ノ参加トヲ得昭和8年1月15日結成セラレ他ノ追從ヲ許サザル顯著ナル特色ヲ發揮シ斷然優越ナル地步ヲ占ムルニ至リマシタ。而シテ其要綱トスル所ハ次ノ通りデアリマス。

- A 目 標 計理士ノ基本職能タル會計検査ヲ強調シ、劃期的新理想主義ニ據ル模範團體タルコトヲ期シマス。
- B 會 員 人格主義選良主義ヲ採リ人格學識經驗ノ相當ナル計理士ヲ會員トシ、學界業界ノ長老ヲ名譽會員ニ推シ、玉石混淆ノ計理士界ニ於ケル大衆主義地域主義ヲ採リマセン。
  - a 經驗條件 入會前2箇年以上會計實務經驗又ハ會計學教授經驗ヲ有スルコトヲ條件トシマスガ、試補制度ヲ設ケ別ニ日本検査計理士試補會ヲ組織シ實務修習ノ機會ヲ與ヘ無經驗者ノ入會ニ便シマス。
  - b 商業禁止 總會ノ許諾ヲ經ルニアラザレバ商業ヲ營ムコトヲ得ザルコトトシマスガ、漸進主義ヲ採リ、當分ノ間個々ノ事情ヲ斟酌シ甚ダシク不適當ナル者ノ外ハ之ヲ許容スルコトトシテ居リマス。
- C 會籍更新 2箇年目毎ニ會員籍ヲ更新セシムルコトトシ、有名無實ノ會員ヲナカラシメ、且其更新度數ニヨリ其經驗年數ヲ標示シ、恰モ英米ノ Fellow Member ノ如キモノニ相當セシメマス。
- D 職務道德 英米ニ於ケル基本道德ニ則ルモ本邦ノ實情ニ適應シタル要目ヲ加ヘ之ヲ定款規定トシ、劃期的新理想主義團體トシテノ異彩ヲ添エルコトトシマス。
- E 本支部 本部ヲ大阪ニ置キ大阪、神戸、京都、名古屋、東京、横濱、關門、長崎等ニ支部ヲ置キマス。
- F 負擔金 (會報代用雜誌「會計」代共)
  - イ 資 金 各地共毎年 ¥3
  - ロ 會 費 京阪神會員 每半年 ¥7  
地方會員 每半年 ¥5
  - ハ 會員用品費 ¥3 (會員胸章會員門標業務用書類費寄附)
  - ニ 加入金 ¥2 (熱心ナル篤志者ノ入會ヲ望ム爲輕微ナル加入金ヲ課ス) 但シ試補會々員ハ下記ノ如ク  
京阪神會員 每半年 ¥7.50  
地方會員 每半年 ¥5

木村貞福氏 寄贈本





### 日本検査計理士會業績比較一覽表

	第1期 (昭和8年度)	第2期 (昭和9年度)	第3期 (昭和10年度)	第4期 (昭和11年度)	第5期 (昭和12年度)
I 會員					
期首	21名	37名	48名	50名	58名
增	入會19名	入會17名	入會10名	入會16名	入會7名
減	3名(退2名死1名)	6名(退5名死1名)	8名(退2名除2名死1名失3名)	8名(退1名除6名死1名)	8名(退3名除1名死1名失3名)
期末	37名	48名	50名	58名	57名
II 名譽會員	8名	8名	8名	8名	8名
III 客員	4名	4名	4名	4名	4名
IV 試補員				5名	11名
V 役員					
理事	6名	6名	5名	5名	5名
監事	2名	3名	2名	2名	2名
顧問	1名	1名	1名	1名	1名
評議員	26名	25名	23名	19名	18名
VI 委員及支部					
委員部門數	6	6	6	7	7
委員數	37名	43名	49名	50名	50名
支部數	7	8	8	8	8
支部幹事數	10名	12名	12名	11名	10名
VII 集會					
總會	4回	3回	3回	3回	4回
理事會	21回	23回	15回	19回	7回
監查會	2回	2回	2回	2回	2回
評議員會	4回	3回	3回	3回	4回
委員會	8回	6回	6回	6回	8回
支部會	14回	15回	15回	15回	15回
研究會	15回	15回	15回	15回	15回
座談會	4回	4回	4回	4回	4回
講演會	1回	0	1回	0	0
紀念會	1回	1回	1回	1回	1回
VIII 出版物	1回	2回	2回	4回	4回
IX 建議及法案	3件	2件	3件	2件	4件
X 決議及聲明	3回	3回	3回	3回	3回
XI 基本金	¥140	¥301	¥484	¥714	¥897
XII 經費	¥502	¥464	¥571	¥612	¥693

### 日本検査計理士會沿革

準備期 日本検査計理士會ハ計理士法改正期成會ニ其端ヲ發ス。計理士法改正期成會ハ昭和5年1月12日大阪ニ於テ會計士法期成同盟會5周年記念會席上發會セラレ、昭和5年4月第58回帝國議會同6年3月第59回帝國議會並ニ同7年6月第62回帝國議會ニ對シ計理士法改正ノ運動ヲ行ヒ又數回東京大阪ニ於テ座談會ヲ催シ各方面ノ意見ヲ參按シ劃期的新理想主義ニ據ル改正基本案ヲ得テ政府當局ニ建議ス。

第1期 新理想主義ノ精華タル日本検査計理士會ハ昭和8年1月15日阪神甲子園ホテルニ於テ結成創立總會ヲ催シ甲子園宣言ヲ發表シ引續キ産業計理座談會ヲ開催ス。越エテ2月11日紀元ノ佳節ヲトシ東京如水會館ニ於テ産業計理合理化座談會ヲ催シ且第64回帝國議會衆議院ニ對シ代議士金井正夫、中井一夫ノ兩氏ヲ煩シ計理士法中改正法律案並ニ稅務代理人法案ヲ提出シ委員付託トナル。又同2月東京、横濱、名古屋、大阪、神戸、下關、長崎、各地ニ支部ヲ發會ス。4月23日寶塚ホテルニ春季臨時總會ヲ催シ寶塚宣言ヲ發表シ引續キ計理經營座談會ヲ催ス。越エテ5月19日非常時會計講演會ヲ大阪ビルニ催シ又7月8日産業計理合理化講演會ヲ大阪朝日新聞社講堂ニ開催ス。9月10日奈良ホテルニ於テ秋季臨時總會ヲ兼テ計理士制度6周年記念會並ニ計理士制度功勞者追悼會ヲ催シ、引續キ計理教育座談會ヲ催ス。越エテ11月11日検査計理士制度ニ關スル建議ヲ齋藤首相、中島商相、高橋藏相、後藤農相、小山法相、黑崎法制局長官ニ提出ス。

第2期 昭和9年1月14日阪神甲子園ホテルニ於テ第1回定時總會開催昭和8年度(第1期)事業及會計報告承認後甲子園宣言ヲ發表シ引續キ産業計理座談會ヲ催ス。越エテ2月11日東京如水會館ニ於テ産業計理合理化座談會ヲ催シ且第65回帝國議會衆議院ニ對シ代議士中村權男、野田文一郎兩氏ヲ煩シ検査計理士法制定建議案ヲ提出シ3月同院ニ於テ採擇セラル。2月24日京都支部ヲ發會シ且2月3月4月ニ亙リ、名古屋、横濱、東京、神戸、大阪、下關及長崎各地ノ支部大會ヲ催ス。4月22日阪急寶塚ホテルニ於テ春季臨時總會ヲ催シ且検査計理士法期成會ヲ結成スルト共ニ寶塚聲明書ヲ發表シ引續キ計理經營座談會ヲ催ス。9月9日奈良ホテルニ於テ秋季臨時總會ヲ兼テ計理士制度7週年記念會並ニ計理教育功勞者讚頌會ヲ催シ且奈良宣言ヲ發表シ計理教育座談會ヲ催ス。9月22日計理士制度改善ニ關スル建議ヲ政府當局ニ提出ス。

第3期 昭和10年1月13日阪神甲子園ホテルニ於テ第2回定時總會開催昭和9年度(第2期)事業及會計報告承認後甲子園宣言ヲ發表シ引續キ産業計理座談會ヲ催ス。越エテ2月11日東京如水會館ニ於テ産業計理合理化座談會ヲ催シ且第67回帝國議會衆議院ニ對シ代議士中村權男、野田文一郎兩氏ヲ煩シ検査計理士法案ヲ提出シ委員付託トナル。2月3月4月ニ亙リ名古屋、横濱、東京、神戸、京都、大阪、下關及長崎各地ノ支部大會ヲ催ス。4月28日阪急寶塚ホテルニ於テ春季臨時總會並ニ検査計理士法期成會總會ヲ催シ寶塚宣言ヲ發表シ引續キ計理經營座談會ヲ催ス。7月13日大阪府商業組合聯盟ト協同主催ニテ大阪朝日講堂ニ於テ中小商業會計講演會ヲ催ス。同9月8日奈良ホテルニ於テ秋季臨時總會ヲ兼テ計理士制度8周年並ニ計理教育60周年記念會ヲ催シ、且奈良宣言ヲ發表シ引續キ計理教育座談會ヲ催ス。同9月21日稅務代理人法制定ニ關スル建議書ヲ、又同月30日検査計理士法制定ニ關スル建議書ヲ夫々岡田首相、高橋藏相、小原法相、町田商相、山崎農相、平沼法制審議會總裁、金森法制局長官宛提出ス。



第4期 昭和11年1月12日阪神甲子園ホテルニ於テ第3回定時總會開催昭和10年度(第3期)事業及會計報告承認後甲子園宣言ヲ發表シ引續キ産業計理座談會ヲ催ス。越エテ2月11日東京如水會館ニ於テ産業計理合理化座談會ヲ催ス。2月3月4月ニ亙リ名古屋、横濱、東京、神戸、京都、大阪、下關及長崎各地ノ支部大會ヲ催ス。又同4月26日阪急實業ホテルニ於テ春季臨時總會並ニ検査計理士法期成會總會ヲ催シ且検査計理士試補會ヲ設ケ實業宣言ヲ發表シ引續キ計理經營座談會ヲ催ス。越エテ9月6日奈良ホテルニ於テ秋季臨時總會ヲ兼テ計理士制度9周年記念會並ニ計理教育座談會ヲ催シ且奈良宣言ヲ發表ス。10月5日検査計理士法並ニ稅務代理人法制定ニ關スル建議書ヲ夫々廣田首相、馬場藏相、林法相、小川商相、島田農相、吉田内閣調査局長官、次田法制局長官宛提出ス。

第5期 昭和12年1月10日阪神甲子園ホテルニ於テ第4回定時總會開催定款一部改正ヲ行ヒ試補制度ヲ設ケ、又昭和11年度(第4期)事業及會計報告承認シ、甲子園宣言ヲ發表シ引續キ産業計理座談會ヲ催ス。越エテ2月11日東京如水會館ニ於テ産業計理合理化座談會ヲ催シ且第70回帝國議會衆議院ニ對シ、代議士松田竹千代、小山倉之助、内ヶ崎作三郎、原夫次郎及田島勝太郎ノ諸氏ヲ煩シ、計理士制度改正調査委員會設置ニ關スル建議案ヲ提出シ、同院ニ於テ採擇セラレ、又代議士松田竹千代、野田文一郎兩氏ヲ煩シ検査計理士法案ヲ提出シ委員付託トナル。2月、3月、4月ニ亙リ、名古屋、横濱、東京、神戸、京都、大阪、下關及長崎各地ノ支部大會ヲ催ス。4月25日阪急實業ホテルニ於テ春季臨時總會並ニ検査計理士法期成會總會ヲ催シ實業宣言ヲ發表シ引續キ計理經營座談會ヲ催ス。又5月22日結城藏相、石渡主稅局長宛稅務代理人法制定ニ關スル上申書ヲ提出ス。7月17日臨時總會ヲ開催越エテ9月5日奈良ホテルニ於テ秋季臨時總會ヲ兼テ計理士制度10周年記念會並ニ計理教育座談會ヲ催シ、計理教育並ニ計理士制度功勞者ノ讃頌ヲ決議シ、且第5回奈良宣言ヲ發表ス。10月9日検査計理士法制定ニ關スル建議書ヲ夫々近衛首相、賀屋藏相、埴野法相、吉野商相、有馬農相、瀧法制局長官宛提出ス。

6期 昭和13年1月16日阪神甲子園ホテルニ於テ第5回定時總會開催昭和12年度(第5期)事業及會計報告承認後甲子園宣言ヲ發表シ引續キ産業計理座談會ヲ催ス。越エテ2月11日東京如水會館ニ於テ産業計理合理化座談會ヲ催シ、且第73回帝國議會衆議院ニ對シ、代議士森田重次郎、松田竹千代、野田文一郎及小山倉之助ノ諸氏ヲ煩シ、検査計理士法案ヲ提出シ、委員付託トナル。2月、3月、4月ニ亙リ名古屋、横濱、東京、神戸、京都、大阪、下關及長崎各地ノ支部大會ヲ催ス。4月24日阪急實業ホテルニ於テ春季臨時總會並ニ検査計理士法期成會總會ヲ催シ實業宣言ヲ發表シ引續キ計理經營座談會ヲ催ス。

### 甲子園宣言 (昭和13年1月16日 於甲子園ホテル)

吾人ハ夙ニ新理想主義ニヨリ劃期的運動ヲ起シ、茲ニ其6周年ヲ迎フ。而シテ其間東西各地同志多數ノ参加ヲ得、業界ノ尖端ニ立チ獨自ノ地歩ヲ占ム。今ヤ躍進日本ノ非常時局ハ検査計理士制度ノ發達ニ俟ツモノ益々多キヲ加フ。吾人ハ其使命ノ重大性ニ鑑ミ益々業界ノ肅正向上ヲ圖リ本制度ノ確立ニ貢献センコトヲ期ス。敢テ宣ス。

## 日本検査計理士會定款

### 第1章 名稱及位置

第1條 本日ハ日本検査計理士會 (The Japan Association Of Certified Auditors and Accountants) ト稱ス

第2條 本會ハ主タル事務所ヲ大阪市北區宗是町一番地ニ置ク 但便宜ノ地ニ支部ヲ設クルコトヲ得

### 第2章 目的及事業

第3條 本會ハ計理士ノ職務上道徳上ノ地位信用ノ向上ヲ圖リ延テ我國經濟界ノ健全ナル發達ニ貢献シ兼テ會員ノ共同利益ノ増進相互ノ修養親睦知識ノ交換ヲ爲スヲ以テ目的トス

第4條 本會ノ遂行セントスル事業ハ次ノ如シ

- 1 計理士並ニ會計ニ關スル法制ノ改善發達及計理士ノ利用増進風紀保持ニ關スル意見ヲ發表シ之ガ實行方法ヲ講ズルコト
- 2 計理士後進者ノ教養指導ヲ爲スコト
- 3 會計學其他關係學術ノ學理及實際ノ研究調査ヲ爲シ又ハ講習會講演會ヲ開催スルコト
- 4 機關雜誌其他必要ナル出版物ノ發行ヲ爲スコト
- 5 其他前條ノ目的ヲ達スル必要ト認ムル事項ヲ爲スコト

### 第3章 會員

第5條 本會會員タルニハ検査計理士ノ業務ニ従事スル者ニシテ入會申込前2箇年以上會計實務又ハ會計學教授ノ經驗ヲ有シ理事會ノ承認ヲ經タル者タルコトヲ要ス

本定款ニ依リ除名セラレタル者ニシテ除名後2箇年ヲ經過セザル者ハ會員タルコトヲ得ズ

第6條 本會ニ名譽會員ヲ置クコトヲ得

名譽會員ハ計理士界ノ功勞者又ハ學識經驗フル者ノ中ヨリ總會ノ決議ニ依リ推薦ス

第7條 本會ニ客員ヲ置クコトヲ得

客員ハ總會ノ承認シタル内外同種團體ノ會員又ハ本會ト特殊ノ關係ヲ有スル者ノ中ヨリ評議員會ノ決議ニ依リ推薦ス

客員ガ評議員會ノ承認ヲ經ズシテ本會ト同一又ハ類似ノ目的ヲ有スル他ノ團體ニ會員又ハ社員トシテ加入シタルトキハ前項ノ推薦ハ其効力ヲ失フ

第8條 本會ハ主タル事務所ニ會員名簿ヲ備ヘ次記事項ヲ記載ス

- 1 氏名生年月日及印鑑
- 2 本籍住所及事務所
- 3 計理士登録簿ニ登録ノ年月日及登録番號並ニ開業年月日
- 4 履歷概要
- 5 入會及會員籍更新年月日

前項第1號又ハ第2號ノ事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク理事長ニ届出ヅベシ

### 第4章 入會、更新及退會

第9條 會員クランツスル者ハ本會所定ノ入會申込書ヲ理事長ニ提出スベシ 前項ノ申込アリタルトキハ理事長ハ之ヲ理事會ノ議ニ附スバシ



理事会第5條ノ決議ヲ爲シタルトキハ理事長ハ其旨本人ニ通知スベシ

第10條 入會承認ノ通知ヲ受ケタル者ハ30日以内ニ第11條ノ加入金及第56條ノ資金及第59條ノ會費ヲ納付シ其會員籍ヲ取得スルニ非ザレバ其承認ハ効力ヲ失フモノトス

前項ノ加入金資金及會費ノ納付アリタルトキハ理事長ハ會員名簿ニ第8條所定ノ事項ヲ記載シ會員證ヲ發行シ其旨本人ニ通知スベシ

第11條 本會成立一年以後ニ於テ會員タラントスル者ニ對シテハ第56條所定ノ資金以外ニ加入金ヲ課スルコトヲ得

前項ノ加入金ハ毎年1回豫算決定ノ際總會ニ於テ之ヲ定ム

第12條 會員入會後2箇年目毎ニ引續キ會員タラントスルトキハ其會員籍ヲ更新スベシ

第13條 會員籍ヲ更新セントスル者又ハ退會セントスル者ハ書面ヲ以テ其旨理事長ニ申出ヅベシ

會員計理士ノ登録ヲ抹消セラレタルトキ又ハ會員籍ノ更新ヲナサザルトキハ當然退會シタルモノトス

第14條 退會ノ申出アリタルトキ又ハ計理士ノ登録ヲ抹消セラレタル者或ハ會員籍ノ更新ヲナサザル者アルトキハ理事長ハ之ヲ會員名簿ヨリ除キ其旨本人ニ通知シ本人ハ運滞ナク會員證其他ノ會員用品ヲ返還スベキモノトス

#### 第5章 會員ノ權利義務

第15條 會員ハ「日本検査計理士會員」又ハ“Member of the Japan Association of Certified Auditors and Accountants” (略稱 J.C.A.) ノ稱號ヲ用フルコトヲ得

第16條 會員ハ本定款及本定款ニ基キテ定ムル規則ヲ遵守スルモノトス

第17條 會員ハ本定款ニ基キ出資ヲ爲シ且會費ヲ負擔スル義務ヲ果タスニ非ザレバ會員タルノ便宜ヲ要求シ又ハ總會ノ表決權ヲ行使シ得ザルモノトス 但總會ノ許諾アル場合ハ此限ニアラズ

第18條 會員ハ其業務上署名スル文書ニ自己ノ氏名ノ外其事務所所在場所及職名ヲ記載スベシ

第19條 會員ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ本會ノ役員委員又ハ幹事タルコトヲ辭スルコトヲ得ズ

第20條 會員正當ノ事由アルニ非ザレバ其業務ニ關シ相當公務所ノ囑託ヲ辭スルコトヲ得ズ

第21條 會員ハ退會除名其他如何ナル場合ニ於テモ其拂込タル資金又ハ會費ノ返還ヲ受クルコトヲ得ズ

第22條 會員ハ本會ト同一又ハ類似ノ目的ヲ有スル他ノ團體ニ加入スルコトヲ得ズ 但總會ノ承認シタル内外同種團體ニ理事会ノ議ヲ經テ加入スルハ此限ニアラズ

第23條 會員ハ評議員會ノ定ムル所ニ從ヒ理事会ノ承認ヲ經タルトキハ支部ヲ設クルコトヲ得

會員ノ集團及會員ノ共同事務所亦同ジ

#### 第6章 役員

第24條 本會ニ次ノ役員ヲ置ク 役員ハ總テ名譽職トス

1 理事 3名以上10名以内

2 監事 2名以上5名以内

3 評議員 若干名

本會役員ノ名稱ハ役員タル職務ヲ執行スル場合ノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第25條 理事監事及評議員ハ總會ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選舉ス

第26條 理事監事ノ任期ハ2箇年評議員ノ任期ハ1箇年トス 但重任ヲ妨ゲズ 補缺トシテ就任セル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第27條 役員ニ缺員ヲ生ジタル場合ト雖モ次ノ通常總會迄補缺選舉ヲ行ハザルコトヲ得

第28條 理事ハ理事長1名常務理事3名以内ヲ互選ス

理事長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理シ且總會ノ議長ト爲ル

常務理事ハ總會評議員會又ハ理事会ノ決議ニ基キ會務ヲ掌理シ理事長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第29條 理事ハ第43條ニ掲ゲタル書類及總會並ニ評議員會ノ決議録ヲ本會ノ主タル事務所ニ備ヘ置キ會員ノ閱覽ニ供スベシ

第30條 監事ハ民法第59條所定ノ職務ヲ行フモノトス

第31條 評議員會ハ理事長ノ招集ニ依リテ之ヲ開キ本定款ニ特ニ規定アルモノ、外其諮問セシ事項ヲ審議ス

評議員3分ノ1以上ヨリ其目的ヲ示シテ請求アリタルトキハ理事長ハ評議員會ヲ招集スルコトヲ要ス

評議員會ノ議長ハ評議員ノ互選ヲ以テ開會ノ都度之ヲ定ム

理事ハ評議員會ニ出席シ意見ヲ陳述シ表決ノ數ニ加ハルコトヲ得

第32條 本會ニ顧問並ニ相談役ヲ置クコトヲ得

顧問ハ名譽會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ推薦シ相談役ハ客員又ハ會員中ヨリ總會ニ於テ之ヲ推薦ス

顧問ハ理事評議員ノ諮問ニ應ジ且總テノ會議ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得 相談役ハ理事会評議員會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得

第33條 本會ニ名譽會長ヲ置クコトヲ得

名譽會長ハ總會ニ於テ顧問又ハ相談役中ヨリ之ヲ推薦ス

第34條 理事又ハ評議員故ナク3箇月以上資金又ハ會費ノ拂込ヲ遅延シ或ハ引續キ6箇月以上其職務ヲ怠リタルトキ若クハ會員ノ資格ヲ停止セラレタルトキハ當然其資格ヲ喪失スルモノトス

第35條 理事評議員ハ書面ヲ以テ其議決權ヲ行使スルコトヲ得

理事会評議員會ハ通信ニヨリテ其決議ヲナスコトヲ得

第36條 第46條第49條及第51條ノ規定ハ理事会評議員會ニ準用ス

#### 第7章 委員及幹事

第37條 理事会ノ決議ニヨリ特殊事項ニ付委員又ハ幹事若干名ヲ選任シ特別委員會又ハ幹事會ヲ設クルコトヲ得

理事ハ委員會又ハ幹事會ニ出席シ表決ノ數ニ加ハルコトヲ得

第38條 委員會又ハ幹事會ハ委員又ハ幹事ノ互選ヲ以テ委員長又ハ幹事長ヲ定ムルコトヲ得

第39條 委員又ハ幹事ニ對シテハ報酬ヲ支拂フコトヲ得

第40條 第24條第2項第4條第35條第46條第49條及第51條ノ規定ハ本章ノ委員幹事委員會及幹事會ニ之ヲ準用ス

第41條 本會ニハ有給ノ専任事務員又ハ囑託事務員若干名ヲ置クコトヲ得 其任免ハ理事会ノ決議ニ依リテ理事長之ヲ行フ



## 第8章 総 會

第42條 通常總會ハ毎年1回1月ニ之ヲ開キ臨時總會ハ必要ニ應ジテ之ヲ開クモノトス

第43條 理事ハ次記ノ書類ヲ通常總會ニ提出シ其承認ヲ求ムベシ

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 前年度ノ決算書
- 5 當年度ノ豫算書

第44條 理事長必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ臨時總會ヲ招集スルコトヲ得 總會員ノ5分ノ1以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ 理事長ハ30日以内ニ總會ヲ招集スルコトヲ要ス

第45條 總會ノ議事ハ總會員ノ3分ノ1以上出席スルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

第46條 總會ノ議事ハ議長ヲ加ヘタル出席會員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第47條 總會ニ於テ次記事項ヲ決議セントスルトキハ總會員3分ノ2以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開クコトヲ得ズ

- 1 會員ノ除名
- 2 解 散
- 3 定款ノ變更

前項ノ決議ハ出席會員ノ3分ノ2以上ノ同意アルコトヲ要ス

第48條 前條ノ議事ニ際シテ出席會員其所定員數ニ達セザルトキハ前條第1項第2號(解散)ノ場合ヲ除キ出席シタル會員4分ノ3以上ノ同意ヲ以テ假決議ヲ爲スコトヲ得 此場合ニ於テハ各會員ニ對シ其假決議ノ趣旨ヲ通知シ更ニ1箇月以内ニ第2回ノ總會ヲ招集スルコトヲ要ス

第2回ノ總會ニ於テハ出席シタル會員4分ノ3以上ノ同意ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決ス

第49條 書面ヲ以テ表決權ノ行使ヲ他ノ出席會員ニ委任シタル者ハ總會ニ出席シタルモノト看做ス 但委任狀ニハ會員名簿ニ捺印シタル印章又ハ自署ヲ用フルコトヲ要ス

第50條 名譽會員ハ總會ニ出席シテ意見ヲ述ブルコトヲ得 但表決權ヲ有セズ

第51條 總會ニ於テ決議シタル事項ハ決議録ニ記載シ議長及決議ニ參與シタル出席會員2名以上之ニ署名スベシ

前項ノ決議事項ハ會員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

## 第9章 財 産 及 會 計

第52條 本會ノ基本財産ハ會員ノ贈出セシ資金加入金寄附金及第61條所定ノ收入 剩餘金ヲ以テ成ル

第53條 基本財産中ノ金錢ハ總會ノ承認シタル銀行若クハ信託會社ニ預ケ入レ又ハ有價證券ヲ購入スルモノトス

第54條 贈出資金ノ元本ハ總會ノ決議ニ基キ資産的設備ニ對シ支出スル場合ヲ除クノ外之ヲ流用又ハ支出スルコトヲ得ズ

組入基本財産ノ元本ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非ザレバ之ヲ支出又ハ流用スルコトヲ得ズ

第55條 本會ハ寄附金ヲ受領スルコトヲ得 但寄附者ガ用途ヲ指定セザルモノハ基本財産ニ組入ルルコトヲ要ス

第56條 本會資金ハ1口ヲ金3圓トシ會員ハ理事會ノ定ムル所ニ從ヒ入會ノ時及其後毎年4月ニ1口以上ヲ贈出スルコトヲ要ス 但一時ニ10口以上ヲ贈出シタル者ハ爾後資金ヲ贈出スルコトヲ要セズ

第57條 本會ノ經常收入ハ次記各項目ヨリ成ル

- 1 會 費
- 2 基本財産ヨリ生ズル果實
- 3 寄附金 但基本財産以外ノモノ
- 4 事業收入及雜收入

第58條 本會ノ經常支出ハ次記各項目ヨリ成ル

- 1 事業費
- 2 集會費
- 3 印刷及通信費
- 4 出版費
- 5 給料及報酬
- 6 償却及準備金
- 7 雜費並ニ雜損

第59條 本會會費ハ1會計年度ニ付1口ヲ金2圓トシ京阪神附近會員ハ1口ヲ其他ノ地方會員ハ5口ヲ負擔シ理事會ノ定ムル所ニ從ヒ入會ノ時及其後毎年1月及7月ニ半額宛テ前納スルモノトス 但兵役疾病其他久シキニ亙ル特別ノ事情アルモノニ就テハ評議員會ノ定ムル所ニ從フ

第60條 本會ノ會計年度ハ毎年1月1日ニ始マリ12月末日ニ終ル 年度初頭ニ於テ未ダ豫算ノ決定ヲ經ザル場合ノ收支ハ前年度ノ例ニヨリ之ヲ實施スルコトヲ得

第61條 決算ニ於テ剩餘金ヲ生ジタルトキハ少クトモ其半額ハ之ヲ基本財産ニ組入レ其殘額ハ次年度收入勘定ニ繰越スモノトス

## 第10章 除 名 及 資 格 停 止

第62條 會員次ノ各號ノ一ニ該當シタルトキハ理事評議員會ノ決議ヲ以テ2箇年以内會員ノ資格ヲ停止シ又ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スルコトヲ得

- 1 其品位ヲ失墜スベキ行爲若クハ業務上不正ノ行爲アリタルトキ
- 2 本會ノ體面ヲ毀損スル行爲又ハ本會ノ秩序平和ヲ紊亂スル行爲アリタルトキ
- 3 故ナク資金又ハ會費ノ拂込ヲ6箇月以上遲延シタルトキ
- 4 計理士法ノ規定ニ違反シ若クハ本定款又ハ本定款ニ基キ定メラレタル規定ニ違背シタルトキ

第63條 除名又ハ資格停止ヲ爲シタルトキハ理事長ハ之ヲ本人ニ通知シ本人ハ遲滞ナク會員證其他ノ會員用品ヲ返還スベキモノトス

前項ノ處分ハ之ヲ廣告スルコトヲ得

第64條 會員ノ除名又ハ資格停止ニ關スル會議開催ノ通知ヲ發シタル後其決議前ニ於テ當該會員ハ任意ニ退會スルコトヲ得ズ

## 第11章 解 散 及 清 算

第65條 本會ヲ解散シタルトキハ理事清算人トナリ監事清算監査人トナル 但總會ニ於テ別ニ之ヲ選任シタルトキハ此限ニアラズ



- 第66條 清算ノ場合ニ拂込期限經過ノ未拂込資金アルトキハ年6歩ノ利子ヲ附加シテ之ヲ徴收ス
- 第67條 清算ノ結果殘餘財産アルトキハ總會ノ決議ニヨリ之ヲ他ノ公益事業ニ寄附スルモノトス

### 第12章 職務道徳

- 第68條 會員ハ會員ニ非ザル者又ハ自己ト共同又ハ雇傭關係ニ非ザル計理士ヲシテ自己名義ニヨリ計理士業務ヲ執行セシムルコトヲ得ズ 但理事會ニ於テ適當ト認メタル事務員又ハ實務修習者ヲシテ個々ノ事務ヲ代理セシムルハ此限ニアラズ
- 第69條 會員ハ業務受託ノ故ヲ以テ紹介者ヲシテ直接又ハ間接ニ自己ノ業務ヨリ生ズル利益ノ分配ニ與ラシメ若クハ與ラシムルコトヲ約束シ又ハ業務紹介ノ故ヲ以テ他人ノ業務ヨリ生ズル利益ニ付其一部又ハ手数料若クハ賞與金ヲ受ケ又ハ受クルコトヲ約束スルヲ得ズ
- 第70條 會員ハ自己又ハ組合員ノ管理支配又ハ處分權ノ下ニアル動産又ハ不動産ノ賣却貸付其他取引ノ爲其職務上ニ使用スル競賣人仲立人其他ノ代理人ヨリ直接又ハ間接ニ其者ノ受クベキ金額ニ付其一部又ハ手数料若クハ賞與金ヲ受ケ又ハ受クルコトヲ約束スルヲ得ズ
- 第71條 會員ハ計理士業務ニ従事スルト同時ニ商業ヲ營ミ或ハ理事評議員會ニ於テ計理士業務ト調和セザルモノト認メタル他ノ業務又ハ職務ヲ兼スルコトヲ得ズ 但總會ノ許諾ヲ得タルモノハ此限ニアラズ
- 第72條 會員ハ自己ガ理事取締役若クハ之ニ準ズル者トシテ其職務上關與シタル會計事項又ハ著シキ利害關係ヲ有シ其業務ヲ公正ニ行フニ支障アリト理事評議員會ニ於テ認メタル會計事項ニ就テ第三者ニ對シ證明トナルベキ業務ヲ行フコトヲ得ズ
- 第73條 會員ハ善良ナル管理者ノ注意ト公明ナル良心トヲ以テ誠實其受託職務ヲ行ヒ苟モ其職務受託ニ因リテ知り得タル事項ハ總テ委託者以外ノ第三者ニ之ヲ默秘スベキハ勿論職務ノ内外ヲ問ハズ其品位ヲ保持シ會員タル地位信用ヲ汚損スルガ如キ行爲ヲナスコトヲ得ズ
- 第74條 會員ハ業務上學位稱號專門及經歷ヲ除クノ外其技能ニ關スル披露又ハ標示ヲナシ若クハ理事評議員會ニ於テ職務ノ品位ヲ害スルモノト認メタル方法ニヨリテ廣告ヲナシ或ハ不當ノ手段ヲ以テ委託事件ヲ招致スルコトヲ得ズ

### 第13章 試補事務員及諸規則

- 第75條 本會ニ試補制度ヲ設ク  
試補タル計理士ハ總會ノ定ムル所ニ從ヒ實務修習ヲ了ヘ検査計理士ノ業務ニ従事スルトキハ理事會ノ推薦ニ依リ會員タルコトヲ得
- 第76條 會員ノ雇傭スル事務員ニ關スル規則ハ理事會別ニ之ヲ定ム
- 第77條 會員ノ職務報酬ニ關スル準則並ニ本會運営上必要ナル諸規則ハ總會又ハ理事評議員會ニ於テ別ニ之ヲ定ム

【昭和8年1月15日制定 昭和8年9月10日改正 昭和12年1月10日改正】

## 日本検査計理士會諸規則

- I 慶弔規定 會員ノ慶弔ハ遲滞ナク之ヲ本會ニ通知スルモノトス慶事ノ時ハ祝辭ヲ呈シ凶事ノ時ハ會員死亡ノ場合事情ノ許ス限り會葬スルコトハ本會ヨリハ花輪及弔辭ヲ贈呈ス (8.1.15)
- II 實務修習規定 會員ガ他ノ會員ノ事務所ニ於テ實務修習ヲナサント希望スル時ハ其旨本會ニ申出デ本會ニ於テ適宜定ムル所ノ事務所ニ於テ實務修習ヲナスコトヲ得 但修習期間中ハ特別ノ事情ノ存セザル限り報酬又ハ手當ヲ受ケザルモノトス (8.1.15)
- III 職務互助規定 會員ガ他ノ會員ト臨時ニ協力シテ職務ヲ執行シ共同名義ヲ用ヒタル時ハ其ノ報酬ハ折半ス一方名義ヲ用ヒタル時ハ其ノ名義表示者ガ六割乃至八割ヲ取得スルモノトス (8.1.15)
- IV 會員集團規定 會員定時ニ集合スルモノハ本會ノ承認ヲ受ケ代表者ヲ定メ支部ニ準ズル統制ヲ受クルモノトス (8.4.23)
- V 共同事務所規定 會員ノ共同事務所ハ本會ノ承認ヲ得テ組織シ代表者ヲ定メ會員ニ準ズル統制ヲ受クルモノトス (8.4.23)
- VI 會員籍更新規定 會員入會後滿2箇年目毎ニ引續キ會員タラントスル時ハ入會相當日前後60日以内ニ定款第12條及第13條第1項ニヨリ會員籍更新申込書ヲ差出スモノトス前項期間内ニ故ナク更新申込ヲナサザル時ハ定款第13條第2項及第14條ニヨリ當然退會シタルモノトス 但定款負擔金ノ遲滞セルモノハ更新申込書ト同時ニ之ガ支拂ヲナスベキモノトス (10.1.13)
- VII 脱退者再加入規定 本會脱退者ニシテ再加入ヲナサントスル者ハ所定ノ再入會申込書ヲ差出シ理事會ノ承認ヲ經ベキモノトス 但脱退當時遲滞定款負擔金アル者ハ其金額ヲ申込書ニ添附スベキモノトス (11.4定:12.1改)
- VIII 試補規定 (1) 資格 計理士ニシテ理事會ノ承認ヲ經テ本會附屬ノ日本検査計理士試補會ニ加入シタル者ヲ試補トス (2) 修習 試補タル計理士ハ實務修習者トシテ指導員タル會員ノ事務所ニ於テ引續キ2箇年以上實務ノ修習ヲナスモノトス 但試補期間中又ハ其前後ニ於テ計理士事務所ノ事務員トシテ或ハ自ラ計理士事務所ヲ開設シ實務ニ従事スルカ若クハ資本金5萬圓以上ノ營利事業或ハ一會計年度ノ收入支出金總額5萬圓以上ノ公益事業又ハ官公署ニ於テ會計實務ニ従事シ若クハ大學專門學校ニ於テ簿記會計學ノ教職ニ従事シタル期間ハ之ヲ實務修習期間中ニ通算スルコトヲ得 (3) 指導員 試補ニ對スル指導員ハ本會理事會ニ依リ 指導員タルコトヲ受諾シタル會員ハ試補ニ對シ職務上道徳上ノ教養指導ニ任ジ其事務所ニ於テ實務ヲ修習セシメ時々其狀況ヲ本會ニ報告スルモノトス 但修習期間中特別ノ事情ノ存セザル限り試補ニ對シ手當ヲ支給セザルト共ニ試補ヨリ謝禮ヲ受ケザルモノトス (4) 權義 試補タル計理士ハ日本検査計理士試補會規則ニヨリ所定ノ會費ヲ負擔シ本會ノ主催スル研究會座談會講演會等ノ諸集會ニ出席シ又會報ノ配布ヲ受ケ且所要期間ノ實務修習ヲ終ヘ検査計理士ノ業務ニ従事スルトキハ理事會ノ推薦ニヨリ日本検査計理士會々員タルコトヲ得 (12.1.10)
- IX 事務員規定 (1) 會員ガ其事務所ニ事務員又ハ實務修習者ヲ採用シタル時ハ其履歷書ヲ添ヘ本會ニ届出ブルモノトス會員ガ他ノ計理士ト臨時ニ共同シテ其職務ヲ執行スル時亦同シ (2) 會員ガソノ事務所實務修習者或ハ共同職務執行者ノ使用又ハ共同ヲ廢止シタル時ハ遲滞ナク本會ニ届出ブルモノトス (3) 會員ノ事務所又ハ實務修習者或ハ共同職務執行者ニツキ職務上道徳上不適當ナルコトヲ發見シ理事會ノ議ニヨリ其旨ヲ當該會員ニ通告シタル時ハ特別ノ事情ノ存セザル限り當該會員ハ遲滞ナク之ガ使用或ハ共同ヲ止ムベキモノトス (12.1.10)
- X 定款負擔金減免猶豫規定 會員戰爭又ハ事變ニヨリ軍務ニ従事シタルトキハ本人ノ申告ニヨリ理事會ノ認ムル所ニ從ヒ其期間中會費ヲ免除シ且ツ資金ノ徴收ヲ猶豫スルコトヲ得又會員3ヶ月以上兵役ノ爲入營シ又ハ5ヶ月以上疾病ノ爲入院シタルトキ其他7ヶ月以上特別ノ事情アルモノニ就テハ本人ノ申告ニヨリ理事會ノ認ムル事ニ從ヒ會費ヲ半額ニ低減シ且ツ其期間中資金ノ徴收ヲ猶豫スルコトヲ得 (12.9.5)



## 日本検査計理士會綱領

- I 本會ハ大衆主義ヲトラズ、選良主義ヲトリ「數ヨリ質」ヲ其標語トス。
- II 本會ハ人格主義ヲトリ、職務道德ニ關スル基本的规定ハ世界の通念ニ據ル。
- III 本會ハ會員ノ各地均一負擔ノ弊ヲ除キ、地方ニヨル公正ナル負擔ヲ期ス。
- IV 本會ハ恒久基金ノ制ヲ設ケ、永久施設財源ノ集積ヲ期ス。
- V 本會ハ同職者ノ社交宣傳ノ機關タルノミナラズ、修養互助ノ機關タルコトヲ期ス。
- VI 本會ハ劃明の新理想主義ニヨル純眞ニシテ鞏固ナル團體タルコトヲ期ス。
- VII 本會ハ歐米先進國ノ長ヲ採リ之ヲ本邦ノ實情ニ適應セシメ、新理想主義ニ據ル模範團體タルコトヲ期シ、國際的ニハ海外ニ於ケル同種團體ト連絡シテ進マントス。
- VIII 本會ハ計理士ニヨル會計検査制度ノ確立ニ努メ、本邦經濟界ノ信用ヲ昂メ以テ産業日本ノ基礎確立ニ貢獻セムコトヲ期ス。

## 日本検査計理士會要綱

- I 目 標 計理士ノ基本職能タル會計検査ヲ強調シ、劃明の新理想主義ニ據ル模範團體タルコトヲ目標トス。
- II 會 員 人格主義選良主義ヲ採リ人格學識經驗相當ナル者ヲ會員トシ、學界業界ノ長老ヲ名譽會員ニ推シ、玉石混淆ノ計理士界ニ於ケル大衆主義地域主義ヲ探ラズ。
- III 組 織 海外先進國ノ長所ヲ採リ之ヲ本邦ノ實情ニ適應セシメ理事、監事、評議員、顧問、相談役、支部幹事、地方委員、興風委員、法規委員、研究委員、教導委員、編纂委員、財務委員等ノ諸機關ヲ完備シ合議制ニヨル圓滿ナル協力ヲナス。
- IV 運 營 主義理想ヲ宣明シ職務道德ヲ定款規定トシ、又報酬規定、職務互助規定、慶弔規定、實務修習規定等ヲ示シ、會員ハ會員證、會員胸章、會員門標等ヲ佩用シ其運營本邦計理士界ニ於ケル新理想團體トシテ特色ヲ發揮セントス。
- V 入會案内
  - A 入會申込 本會所定ノ入會申込書ニ要項ヲ記入シ記名捺印ノ上郵送セラレタシ。
  - B 入會完了 入會承認ヲ受ケタル方ハ速ニ所定負擔金ヲ拂込ニ會員名簿ノ登録ヲ了シ會員トナリ、會員證及會員用品ヲ受領セラルベシ。
  - C 負擔金 (但シ會報代用雜誌「會計」代共)
    - I 資金 各地共 毎年 ¥3
    - II 會費 京阪神會員 每半年 ¥6
    - 地方會員 每半年 ¥4.5
    - III 會員用品費 ¥3 (會員胸章、會員門標、業務用書類實費寄附)
    - IV 加入金 ¥2 (熱心ナル篤志者ノ入會ヲ望ム爲輕微ナル加入金ヲ課ス)但シ補會々員ハ下記會費ノミ
      - 京阪神會員 每半年 ¥7.50
      - 地方會員 每半年 ¥5

## 日本検査計理士會 支部規則 (8.1.15)

- 第1條 (名 稱) 當支部ハ日本検査計理士會 支部ト稱ス
- 第2條 (地 域) 當支部ノ地域ハ 市並ニ其附近トス
- 第3條 (事 務 所) 當支部ハ事務所ヲ 市ニ置ク
- 第4條 (事 業) 當支部ハ支部員相互ノ修養親睦並ニ業務ノ發達ヲ圖ルタメニ必要ナル事業ヲナス
- 第5條 (支 部 員) 當支部員ハ第2條ノ地域内ニ事務所又ハ住所ヲ有スル日本検査計理士會員トス
- 第6條 (幹 事) 當支部ハ支部會ニ於テ支部會員中ヨリ幹事3名以内ヲ互選シ常務ヲ處理セシム  
幹事ハ其ノ任期ヲ1箇年トシ理事監事ハ之ヲ兼スルコトヲ得ズ  
理事長ハ必要ニ應ジ理事會又ハ評議員會ノ決議ヲ經テ幹事ヲ任免スルコトヲ得
- 第7條 (集 會) 當支部ハ毎年1回大會ヲ催シ隨時例會ヲ催ス  
但必要ニ應ジ臨時大會ヲ催スコトアルベシ
- 第8條 (決 議) 當支部集會ノ決議ハ出席會員ノ多數決ニヨル 可否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス
- 第9條 (變 更) 當支部ノ廢止又ハ本規則ノ改正變更ハ支部會ニ於テ之ヲ決議シ理事會ノ承認ヲ經ルモノトス  
理事長ハ必要ニ應ジ理事會又ハ評議員會ノ決議ヲ經テ支部ヲ廢止シ又ハ本規則ノ改正變更ヲナスコトヲ得
- 第10條 (經常收支) 當支部ノ會計年度ハ曆年ニヨリ其經常費ハ本部ヨリノ補助金ヲ以テ之ヲ支辨ス但補助金ハ支部所屬會員既納會費ノ十分ノ一ヲ限度トシ理事會ノ定ムル所ニヨル
- 第11條 (特別收支) 當支部集會其他事業ニ要シタル特別經費ハ支部員其都度之ヲ分擔スルモノトス
- 第12條 (報 告) 當支部幹事ハ支部集會ニ於ケル決議事項ヲ遲滞ナク理事長ニ報告シ又6箇月毎ニ支部ノ事業及會計ニ關スル事項ヲ理事長ニ報告スルモノトス
- 第13條 (決 算) 當支部幹事ハ支部ノ收支決算ヲ支部會及理事會ニ報告シ其承認ヲ求ムルモノトス
- 第14條 (附 則) 本規則ニ規定セザル事項ニ關シテハ本會定款ノ定ムル所ニ依ル

## 日本検査計理士試補會規則 (11.4.26)

- 第1條 (名 稱) 本會ハ日本検査計理士試補會ト稱ス
- 第2條 (位 置) 本會ハ主タル事務所ヲ大阪市ニ置ク 但便宜ノ地ニ支部ヲ設クルコトヲ得
- 第3條 (目 的) 本會ハ日本検査計理士會定款第4條第2項ニ依リ之ヲ設ケ日本検査計理士會々員タラントスル者ニ同會定款第5條ノ所要條件ヲ具備セシムル爲適當ナル教養指導ヲ爲スコトヲ目的トス
- 第4條 (會 員) 本會々員タルニハ日本検査計理士會定款第5條ノ所要條件ヲ有セザル計理士ニシテ理事會ノ承認ヲ經タル者タルコトヲ要ス
- 第5條 (事 業) 本會ハ第3條ノ目的ヲ達センガ爲ニ臨時會員ニ實務修習ノ機會ヲ與フルモノトス 但必要ニ應ジテ考試ヲ行フコトアルベシ
- 第6條 (役 員) 本會ニ左ノ役員ヲ置キ任期ヲ一箇年トス 但再選ヲ妨グズ  
理 事 若干名 理事ハ日本検査計理士會理事之ヲ兼任ス  
監 事 若干名 監事ハ日本検査計理士會監事之ヲ兼任ス
- 第7條 (指 導 員) 本會ニ會員ヲ指導スル爲日本検査計理士會々員中ヨリ指導員ヲ囑託ス
- 第8條 (會 費) 本會々員ハ次ノ會費ヲ毎年一月前納スルモノトス 但理事會ノ承認ヲ得タルモノハ一月及七月ノ兩度ニ半額ニ分納スルコトヲ得  
中央會員 京阪神及附近在住ノ中央會員ハ年額 ¥15  
地方會員 上記以外ノ地ニ在住ノ地方會員ハ年額 ¥10
- 第9條 (變 更) 本規則ノ變更ハ日本検査計理士會理事會ノ議ヲ經テ日本検査計理士會總會ノ承認ヲ得ベキモノトス
- 第10條 (補 則) 本規則ニ規定ナキ事項ニ就テハ別ニ定ムル細則ニヨル外日本検査計理士會定款並ニ支部規則ニ規定アルモノハ差支ナキ限り之ヲ準用ス



日本検査計理士會諸徽章



會員徽章【銀櫻花 金A字入胸章 徑4分5厘 花瓣梨地緣赤色七實 文字A富士山形十八金】  
 櫻花ハ富士山ト共ニ我日本ヲ世界ニ表徴スルモノデ純正潔白ヲ示シ花瓣緣赤色ハ至誠ヲ表ハス 金文字富士山形Aハ職務ノ高貴ナル理想ト高級ニシテ優秀ナル Auditor 及ビ Accountant ヲ表ハス (8.1.5)

名譽賞【金櫻花富士山形純金A字入胸章 徑4分5厘銀合金張】  
 會員略章【金櫻花富士山形純金A字入胸章 徑3分鐵合金象嵌入】 (11.9.6)  
 試補會々員徽章【金櫻花富士山形純金A字入 胸章 徑4分鐵合金象嵌入】

検査計理士法期成會規約

- 第1條 (名稱) 本會ハ検査計理士法期成會ト稱ス
- 第2條 (目的) 本會ノ目的ハ検査計理士法制定及關係法規ノ改正ヲ期スルニアリ
- 第3條 (事業) 本會ノ目的ヲ達センガ爲メ左ノ事業ヲ爲ス  
 A 議會ニ對スル促進運動 B 印刷物ノ頒布 C 講演會ノ開催
- 第4條 (會員) 本會ノ目的ニ賛同スル有志者ヲ以テ組織ス
- 第5條 (役員) 會長一名幹事數名委員若干名ヲ置ク  
 會長及幹事ハ會員ノ互選ニ依リ委員ハ幹事會ノ委嘱ニ依ル  
 本會ニ顧問又ハ相談役ヲ置クコトヲ得
- 第6條 (經費) 有志ノ寄附ニヨリ之ヲ支辨ス
- 第7條 (事務所) 本會ノ事務所ハ大阪市北區宗是町大阪ビル436ニ置ク (9.4.22)

検査計理士法案要綱

- (1) 職務 會計ニ關スル検査鑑定證明。(第1條)
- (2) 資格 國家試験ニ準ズル検査計理士試補試験ニ合格シタ者ニニケ年以上ノ實務修習ヲナサシメ、更ニ考試ヲ行ツテ合格者ヲ検査計理士トス。五ケ年以上引續キ計理士法ニヨリ會計ニ關スル検査鑑定證明ノ業務ニ従事シ業績顯著ナル者ハ當分ノ間銜衡ニヨリ検査計理士トス (第2條第3條及附則)
- (3) 兼業禁止 主務大臣ノ認可ヲ得ルニアラザレバ商業其ノ他營利ヲ目的トスル業務ヲ營ミ、若クハ之ヲ營ム者ノ使用人トナリ又ハ營利ヲ目的トスル法人ノ業務執行社員取締役若クハ使用人トナルコトヲ禁ズ。又公務所ヨリ特ニ任命サレ又ハ囑託サレタル特別ノ場合及ビ帝國議會若クハ地方議會ノ議員ノ外ハ報酬アル公務ヲ兼シメナイ (第7條及第8條)
- (4) 證明禁止 自己又ハ親族ガ業務執行者若クハ會計擔當者タル會計事項並ニ著シキ利害關係ヲ有シ又ハ其業務ヲ公正ニ行フニ支障アリト認めラレル會計事項ニ就キ第三者ニ對シテ證明トナルベキ業務ヲ行ハシメナイ (第9條)
- (5) 黙秘權 法令ニ別段ノ規定アル場合ノ外ハ業務上知得タル秘密ヲ保持スル義務ヲ負ハシムルト共ニ之ガ權利ヲ有セシム (第10條)

實 塚 宣 言 (昭和13年4月24日 於實塚ホテル)

昭和2年計理士法施行後茲ニ11星霜ヲ閱シ、其間計理士登録數八千ニ達シ、其勢モ亦漸次大ナラントスルモノアリ。今ヤ産業日本ノ轉換期ニ伴フ統制經濟ノ進展並ニ商法其他經濟法規ノ根本的改正實施ニ關聯シ、本制度ノ改善ニ俟ツベキモノ益々多キヲ加フルモノアリ。此ノ時ニ際シ、吾人ハ計理士制度ニ對スル當面ヲ欄望スル編纂的改正ヲ排シ本邦經濟界百年ノ大計ノ爲時勢ノ推移ニ適應スル全面的改善ヲ企圖シ、以テ本制度ノ向上發展ヲ期ス。敢テ宣ス。

日本検査計理士會  
會員門標

本會會員門標ヲ次ノ通り制定ス

(眞鍮楕圓板、寸法縱1寸7分 横2寸5分)  
(凸版黒漆燒付、文字徽章黃金色浮出)



日本検査計理士會本部並ニ支部

所在地		電話
本部	大阪市北區宗是町大阪ビル 4階	土佐堀 6841 5411
		振替大阪 34637
支部	東京 東京市澁谷區櫻丘町79番地	青山 1318
	横濱 横濱市中區西戸部1丁目41番地	長者町 1081
	名古屋 名古屋市東區東水切町1丁目2番地	西 2322
	京都 京都市萬壽寺通坊城東入ル	壬生 3780
	大阪 大阪市北區宗是町大阪ビル 4階	土佐堀 5411
	神戸 神戸市神戸區海岸通商船ビル 2階	三宮 1444
	下關 下關市大字關後地村1510番地	下關 1329
長崎 長崎市愛宕町38番地	長崎 2987	



日本検査計理士會名譽會員並ニ客員名簿 (承諾順)

1 名譽會員ノ部

氏名	住所	電話
佐野善作 (前東京商大 學長 法學博士)	東京府北多摩郡保谷村 拜島道北9343番地	電國立 56
下野直太郎 (東京商大 名譽教授 法學博士・計理士)	東京市麹町區九段2丁目2-2	電九段1651
鹿野清次郎 (東京商大 名譽教授 計理士)	山形市宮町1563番地ノ1	
上田貞次郎 (東京商大 學長 法學博士)	東京市中野區桃園町9番地	電中野3377
吉田良三 (中央大學 名譽教授 法學博士)	東京市世田ヶ谷區谷町 下北澤2ノ100番地	電世田ヶ谷 747
小林行昌 (早大教授・名譽博士)	東京市小石川區高田老松町17番地	電牛込5443
國松豊 (名古屋高商 校長)	名古屋市中區陶生町2丁目23番地	電東4608
太田哲三 (東京商大 教授)	東京市豊島區西巢鴨町3ノ750番地	電大塚1989

2 客員ノ部

柳樂健治 (阪大教授・計理士)	東京市赤坂區田町7番地ノ3	電赤坂1673
長谷川安兵衛 (早大教授・計理士)	東京市小石川區高田豊川町37番地	電牛込6648
中川清吉 (同大教授・計理士)	京都市左京區下鴨下川原町46番地	電上78
陶山誠太郎 (大阪商大 教授)	大阪市住吉區住吉町989番地	電住吉2851

物故検査計理士制度功勞者

水島鏡也 (元神戶高商名譽教授 會計検査人制度主唱者)	昭和3年11月2日死亡
森田熊太郎 (元大阪高商講師 會計検査人先驅者)	昭和7年8月16日死亡

日本検査計理士會會員名簿 (入會順)

(括弧内校名)  
出身校名

(昭和13年4月30日現在)

(ゴチック數字  
ハ會員名簿號  
★印ハ別立會員)

氏名	事務所及自宅	電話
★木村 頴 橘	大阪市北區宗是町大阪ビル436號 神戸市神戸區海岸通商船ビル309號 (宅)兵庫縣武庫郡本山村北畑216番地 (明41 東京高商) (入會8.1.15) (1) (明18.1生) (昭和2.12登録)	電土佐堀 {6841 5411 電三宮 1444 電御影 2871
★青木 倫太郎	大阪市此花區上福島北2丁目9番地 天津市境川町50番地 (宅)西宮市中昭和園(阪急沿線北口住宅地) (大13 關學高商) (入會8.1.15) (2) (明35.2生) (昭5.2登録)	電福島 2500 電大津 285 電西宮 3230
★田中 文平	長崎市愛宕町38番地 (明43 長崎高商) (入會8.1.15) (3) (宅)同所 (明21.6生) (昭3.8登録)	電長崎 2987
★内藤 隆行	横濱市中區西戸部1丁目41番地 (大3 神戸高商) (入會8.1.15) (4) (宅)同所 (明23.5生) (昭3.9登録)	電長者町 1081
★山田 孝太郎	下關市大字關後地村1510番地ノ1 (明42 山口高商) (入會8.1.15) (5) (宅)同所 (明22.1生) (昭3.7登録)	電下關 1329
★小高 親	神戸市灘區友田町3丁目 (明45 東京高商) (入會8.1.15) (9) (宅)同所 (明22.6生) (昭5.11登録)	電御影 3958
★上野 彦太郎	小樽市花園町西2丁目15番地 (大9 小樽高商) (入會8.1.15) (10) (宅)同所 (明30.6生) (昭5.5登録)	電小樽 3035



- ★田近夏平 大阪市此花區上福島南1丁目84番地 電福島1944  
(宅)兵庫縣武庫郡武庫村西昆陽24番地  
(昭4 關學高商) (入會8.1.15) (11)  
(明38.12生) (昭7.6登錄)
- ★田川義男 兵庫縣明石郡垂水町西垂水日向繩岡202番地ノ2 電姫路1408  
(昭7 早大商科) (入會8.1.15) (15) (宅)同所 電葦合2754  
(明42.2生) (昭7.4登錄)
- ★黒田七郎 名古屋市東區東水切町1丁目2番地 電西 2322  
(昭6 同大高商) (入會8.1.15) (17) (宅)同所  
(明40.8生) (昭6.5登錄)
- ★加藤輝威 神戸市神戸區中山手通7丁目555番屋敷 電元町3860  
(明43 東京高商) (入會8.1.15) (18) (宅)同所  
(明20.12生) (昭4.8登錄)
- ★森田英男 東京市澁谷區櫻丘町79番地 電澁谷1318  
(昭3 法政經濟) (入會8.1.15) (21) (宅)同所  
(明35.11生) (昭7.9登錄)
- 渡邊陽 東京大森區山王1丁目2516番地 電大森7850  
(大11 慶大理財) (入會8.4.24) (24) (宅)同所  
(明29.12生) (昭3.12登錄)
- 田中保之助 布施市菱屋西299番地  
(昭3 高千穂高商) (入會8.7.31) (33) (宅)同所  
(明40.5生) (昭8.6登錄)
- 木村喜久夫 大阪府三島郡春日村大字倍賀4番屋敷  
(昭4 關大專商) (入會8.9.13) (36) (宅)同所  
(明34.2生) (昭8.6登錄)
- 末本正治 福井市佐佳枝上町168葵莊(福屋裏)内 電福井1736  
(宅)福井縣丹生郡吉川村熊田第27號24番地  
(大14 陸經高科) (入會8.11.25) (37)  
(明27.6生) (昭8.6登錄)

- 中野英二 東京市瀧野川區瀧野川町138番地  
(大13 明大專政經) (入會8.12.22) (39) (宅)同所  
(明35.6生) (昭8.6登錄)
- 市島五朗 函館市蓬萊町6番地 電函館4518  
(大12 小樽高商) (入會9.3.19) (42) (宅)同所  
(明34.2生) (昭5.1登錄)
- 高木勳 小倉市赤坂247番地 電小倉1241  
(昭2 同志社高商) (入會9.4.19) (43) (宅)同所  
(明38.2生) (昭5.4登錄)
- 野中一郎 岐阜市八ツ梅町1丁目30番地 電岐阜3555  
(大2 日大商科) (入會9.7.26) (48) (宅)同所  
(明23.8生) (昭9.6登錄)
- 本庄謙二 京都市萬壽寺通坊城東入ル 電壬生3780  
(大2 早大商科) (入會9.8.17) (49) (宅)同所  
(明24.6生) (昭6.12登錄)
- 永島運一 松江市大正町452番地 電松江1268  
(宅)島根縣八束郡揖屋村2230番地ノ1 電揖屋 20  
(大14 專大計理) (入會9.8.28) (50)  
(明35.7生) (昭3.1登錄)
- 岡本萬三郎 濱松市三組町103番地 電濱松3281  
(明39 中大經濟) (入會9.9.9) (52) (宅)同所  
(明16.12生) (昭3.4登錄)
- 古戸喜策 高岡市宮脇町1116番地 電高岡 146  
(大10 小樽高岡) (入會9.9.13) (53) (宅)同所  
(明31.2生) (昭9.2登錄)
- 原 韶 岐阜縣郡上郡白鳥町大字白鳥991番地 電白鳥 21  
(大13 早大商科) (入會9.11.26) (56) (宅)同所  
(明34.3生) (昭9.10登錄)
- 郡 榮 作 大阪市東淀川區本庄中通2丁目15番地 電北 3153  
(昭9 關大專商) (入會9.12.15) (57) (宅)同所  
(大3.2生) (昭9.6登錄)



河村 實雄 大阪市西成區田端通4丁目18番地 電二美 49  
 (昭4 關大專商) (入會10.1.11) (58) (宅)同所  
 (明40.10生) (昭7.3登錄)

伊豆 津房藏 奈良縣添上郡治道村大字番條 電箸尾 11  
 (昭3 大阪高商) (入會10.2.28) (59) (宅)同所  
 (明40.3生) (昭10.2登錄)

山田 茂 東京市江戸川區上一色町966番地 電小岩 17  
 (昭4 法大經濟) (入會10.4.1) (60) (宅)同所  
 (明36.10生) (昭10.2登錄)

中井戸 英夫 滋賀縣犬上郡高宮町443番屋敷  
 (大9 小樽高商) (入會10.4.1) (61) (宅)同所  
 (明30.9生) (昭10.2登錄)

中谷 政男 尼崎市杭瀬寺島9番地 電尼崎 978  
 (昭10 關大專商) (入會10.6.8) (63) (宅)同所  
 (明37.5生) (昭10.5登錄)

末吉 次郎 長崎縣北松浦郡佐々木大字佐々木栗林免60番地  
 (昭5 長崎高商) (入會10.7.25) (64) (宅)同所  
 (明40.12生) (昭10.5登錄)

山本 正 戶畑市淺生町5丁目2025番地ノ1 電戸畑 468  
 (昭10 關大專商) (入會10.8.13) (65) (宅)同所  
 (明42.10生) (昭10.5登錄)

中村 保 川崎市上並本町31番地 電蒲田 2206  
 (大12 長崎高商) (入會10.11.29) (67) (宅)同所  
 (明34.1生) (昭7.10登錄)

中村 甚吾 奈良縣磯城郡川西村大字梅戸209番地 電箸尾 16  
 (昭10 日大專商) (入會11.1.1) (68) (宅)同所  
 (明45.5生) (昭10.6登錄)

福原 金二郎 福井市佐佳枝下町37番地 電福井 2919  
 (昭9 關大專商) (入會11.1.6) (69) (宅)同所  
 (大2.2生) (昭10.2登錄)

角井 芳雄 奈良縣生駒郡郡山町大字柳3丁目36番屋敷 電郡山 49  
 (昭4 關學高商) (入會11.1.12) (71) (宅)同所  
 (明39.5生) (昭8.8登錄)

泉 太郎 兵庫縣津名郡洲本町物部本村 電洲本 413  
 (大14 關學高商) (入會11.2.13) (72) (宅)同所  
 (明33.11生) (昭5.12登錄)

菅 綠 廣島縣御調郡土生町1762番地  
 (昭8 日大專商) (入會11.2.14) (73) (宅)同所  
 (明45.1生) (昭10.5登錄)

田中 實 大阪市北區會根崎新地3丁目33番地 電北 4566  
 (昭2 關大專商) (入會11.3.5) (75) (宅)同所  
 (明39.11生) (昭10.11登錄)

山口 利一 長崎市桶屋町1番地  
 (明43 長崎高商) (入會11.5.19) (76) (宅)同所  
 (明21.2生) (昭11.3登錄)

中功 健太郎 元山府海岸通6丁目60番地  
 (昭5 中大商科) (入會11.6.22) (77) (宅)同所  
 (明37.7生) (昭11.5登錄)

福田 彰 明石市東仲之町2丁目1038番地  
 (大14 關學高商) (入會11.6.24) (78) (宅)同所  
 (明33.12生) (昭11.5登錄)

木下 一平 東京市四谷區坂町71番地 電四谷 4330  
 (昭4 專大計理) (入會11.7.28) (79) (宅)同所  
 (明41.9生) (昭4.6登錄)

島田 重徳 札幌市北十二條東2丁目297番地  
 (昭5 小樽高商) (入會11.9.2) (81) (宅)同所  
 (明41.12生) (昭11.6登錄)



- 佐藤保信 佐世保市折橋915番地  
(大12 山口高商) (入會11.10.28) (83) (宅)同所  
(明34.2生) (昭11.9登録)
- 宮本甚右 兵庫縣武庫郡瓦木村下新田字出井149ノ2みどり寮内  
(昭10 關大專商) (入會12.1.6) (84) (宅)同所  
(明42.12生) (昭11.2登録)
- 小野長之輔 東京市杉並區和泉町328番地  
(大13 中大專商) (入會12.3.12) (85) (宅)同所  
(明34.5生) (昭4.12登録)
- 野澤弘馬 新京特別市北安道  
(昭2 明大專經) (入會12.3.27) (86) (宅)同所  
(明35.10生) (昭7.12登録)
- 下原仙藏 京城府惠化町36番地  
(昭3 長崎高商) (入會12.3.31) (87) (宅)同所  
(明40.6生) (昭12.2登録)
- 大和正義 新宮市初ノ地882番地  
(昭2 和歌山高商) (入會12.6.16) (88) (宅)同所  
(明39.10生) (昭12.5登録)
- 原田起一 神戸市兵庫區下澤通7丁目363番屋敷 電湊川1298  
(昭3 東大商科) (入會12.8.31) (89) (宅)同所  
(明36.11生) (昭10.6登録)
- 伊豆博之 大阪市港區石田元町3丁目14番地 電築港818  
(昭10 横濱高商) (入會12.11.24) (90) (宅)同所  
(大3.8生) (昭10.11登録)
- 渡邊啓介 東京市大森區新井宿6丁目649番地 電大森5951  
(昭3 名古屋高商) (入會13.1.2) (91) (宅)同所  
(明34.6.生) (昭4.7登録)
- 岩坂邦雄 大阪市西淀川區姫島町1847番地 秋本方  
(昭8 關大專商) (入會13.1.7) (92) (宅)同所  
(明45.3生) (昭11.2登録)

- 砂川保 大阪市旭區中宮町463番地  
(昭11 計理士試験) (入會13.2.7) (93) (宅)同所  
(明38.3生) (昭12.3.27登録)
- 宮坂章一 長野縣岡谷市3443番地  
(大12東京商大專) (入會13.3.3) (94) (宅)同所  
(明34.12生) (昭6.7登録)
- 小林喜一 東京市下谷區谷中三崎町35番地 電下谷4129  
(昭12明大專商) (入會13.3.31) (95) (宅)同所  
(大4.10生) (昭12.5登録)
- 池田武 東京市杉並區成宗1丁目111番地  
(昭4中大經濟) (入會13.5.20) (96) (宅)同所  
(明30.8生) (昭13.4登録)

## 日本検査計理士會會籍抹消者

## (I) 死亡

- 元理事 懸田作三(8.11.13) (8) 元評議員 山崎廣次(9.7.29) (26)  
元常務理事 三井甚太郎(10.10.20) (25) 元評議員 篠原昇(11.4.5) (30)  
元評議員 堀備太郎(12.8.8) (20)

## (II) 退會

- |                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 桑原幸 (8.12.9) (35)    | 岡貫一 (8.12.16) (13)    |
| 戸田米哈以理 (9.5.5) (32)  | 脇山寛 (9.5.21) (23)     |
| 山口一郎 (9.6.15) (31)   | 岩崎秀雄 (9.9.9) (6)      |
| 柳川里美 (9.10.20) (22)  | 駒見作次 (10.7.24) (51)   |
| 横田松太郎 (10.8.28) (41) | 川崎吉廣 (11.4.13) (55)   |
| 大久保勇 (12.2.1) (82)   | 渡邊正義 (12.6.8) (62)    |
| 須崎武夫 (12.7.12) (47)  | 上野五十雄 (12.12.26) (80) |

## (III) 失格

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 小松達馬 (10.4.23) (7)  | 岡部大次郎 (10.9.3) (16) |
| 山本安一郎 (10.9.8) (19) | 藤本熊次 (12.3.1) (12)  |
| 鹽原孫 (12.3.1) (43)   | 上野政次 (12.3.1) (54)  |
| 井上俊一 (12.6.1) (45)  | 星野廉 (13.6.10) (74)  |

## (IV) 除名

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 荒木良一 (10.9.8) (27)  | 飛田政市 (10.9.8) (34)  |
| 小林英次 (11.1.12) (38) | 松村孝 (11.4.26) (14)  |
| 新山正友 (11.4.26) (28) | 井爪榮一 (11.4.26) (29) |
| 後藤信也 (11.4.26) (40) | 李鐵漆 (11.4.26) (46)  |
| 佐々木雅光 (12.3.1) (66) |                     |



日本検査計理士試補會會員名簿 (入會順)

(昭和13年6月15日現在)

氏名	事務所及自宅	電話
木村忠篤	大阪市北區宗是町大阪ビル436號 神戸市神戸區海岸通商船ビル309號 (宅)兵庫縣武庫郡本山村北畑216番地 (昭11關大專商) (入會11.7.31) (2) (大4.2生) (昭11.4登録)	電土佐堀 6841 5411 電三宮 1444 電御影 2871
木田 贈	東京市深川區高橋3丁目1番地 (昭11立大商科) (入會11.8.18) (4) (宅)同所 (大2.5生) (昭11.3登録)	
岡村三郎	滋賀縣愛知郡日枝村字吉田60番地 (昭11早大商科) (昭11.8.28) (5) (宅)同所 (明44.5生) (昭11.6登録)	
倉知 修	大阪市東區京橋1丁目3番地 (宅)大阪市旭區森小路町16番地 (昭11關大商科) (入會11.10.9) (6) (明41.9生) (昭11.5登録)	電東 4782 電旭 3707
高島虎寅	岡山市西大寺町87番地 (昭8立命館大商科) (入會12.5.24) (8) (宅)同所 (明26.1生) (昭12.5登録)	電岡山 3202
磯野新三郎	大阪市東淀川區三津屋北通2丁目34番地 (昭12關大專商) (入會12.6.12) (9) (宅)同所 (大4.5生) (昭12.5登録)	
菅谷 進	奈良縣宇陀郡伊那佐村大字比布912番地 (昭10法大經濟) (入會12.7.5) (10) (宅)同所 (明42.5生) (昭10.12登録)	
平安三郎	大阪府豊能郡池田町字野84番地 (昭12關大經濟) (入會12.8.26) (11) (宅)同所 (明42.2生) (昭12.5登録)	電石橋 261
岡田 一 次	札幌市北2條東11丁目17番地 高山語方 (昭12小樽高商) (入會12.10.7) (12) (宅)同所 (大4.8生) (昭12.9登録)	電札幌 2095

木村春雄	大阪市住吉區千舛町10番地 (昭12大阪商大) (入會13.1.1) (13) (宅)同所 (大1.11生) (昭12.6登録)	電住吉 2434
安屋喜郎	三重縣津市中茶屋町5ノ4 加藤方 (昭10日大專商) (入會13.1.11) (14) (明44.10生) (昭11.11登録)	
内藤昌樹	神戸市湊區大同町4丁目23番地 (宅)神戸市灘區青谷町2丁目11番地 (昭3高松高商) (入會13.2.22) (15) (明40.3生) (昭12.11登録)	
本郷 敬	秋田縣平鹿郡角間川町字西中上町26番地 (宅)同所 (昭6福島高商) (入會13.2.6) (16) (明42.3生) (昭13.1登録)	
青山嘉男	東京市蒲田區南六郷1丁目19ノ4 (昭10横濱商專) (入會13.3.31) (17) (宅)同所 (大4.2生) (昭12.1登録)	

日本検査計理士試補會會籍抹消者

- (I) 退 會  
的場壽千代 (11. 12. 12) (1)
- (II) 轉 會  
岩坂邦雄 (13. 1. 7) (3)
- (III) 失 格  
中村萬次 (13. 4. 30) (7)

出征會員名簿

- (I) 計理士會  
田近夏平 (大阪市) (11) 末本正治 (福井市) (37)  
山本 正 (戸田市) (65) 菅 稔 (廣島縣) (73)  
島田重徳 (札幌市) (81)
- (II) 試補會  
菅谷 進 (奈良縣) (10)



## 日本検査計理士會第6期(昭和13年度)豫定曆

月日曜	集會場所	集 會 種 別		
		時 第一 部	時 第二 部	時 第三 部
116日	甲子園ホテル	前10 役 員 會	前11 検査計理士定期總會	後 1 産業計理座談會
29水	名古屋ミカド會堂	後 9 名古屋支部會	後 9.30 研 究 會	
210木	横濱青年會館	後 4 横 濱 支 部 會	後 5 研 究 會	
211金	東京如水會館	前10 東 京 支 部 會	前11 検査計理士定期總會	後 1 計理會理化學談會
219土	大阪 ビル	後 5 大 阪 支 部 會	後 6 研 究 會	
220日	神戸商船ビル	後 1 神 戸 支 部 會	後 2 研 究 會	
226土	京大樂友會館	後 6 京 都 支 部 會	後 7 研 究 會	
326土	大阪 ビル	後 5 大 阪 支 部 會	後 6 研 究 會	
424日	寶塚ホテル	前10 役 員 會	前11 検査計理士定期總會	後 1 計理經營座談會 長崎下關支部會
521土	大阪 ビル	後 5 大 阪 支 部 會	後 6 研 究 會	
618土	大阪 ビル	後 5 大 阪 支 部 會	後 6 研 究 會	
716土	大阪 ビル	後 5 近 畿 大 會	後 6 研 究 會	
820土	大阪 ビル	後 5 大 阪 支 部 會	後 6 研 究 會	
9 4日	奈良ホテル	前11 秋 季 總 會	正午 計理士制度記念會	後 1 計理教育座談會 各地支部會
918日	神戸商船ビル	後 1 神 戸 支 部 會	後 2 研 究 會	
1022土	大阪 ビル	後 5 大 阪 支 部 會	後 6 研 究 會	
1119土	大阪 ビル	後 5 大 阪 支 部 會	後 6 研 究 會	
1217土	大阪 ビル	後 5 近 畿 大 會	後 6 研 究 會	

〔備 考〕

- 1 臨時總會並上記集會日變更ノ場合ハ別ニ通知ス
- 2 定款負擔會費拂込期上期分1月末日迄下期分7月末日迄資金4月末日迄
- 3 雜誌「會計」公告ハ2月及8月

436  
22



昭和12年1月10日 於甲子園ホテル 産業計理座談會記念



昭和10年7月13日 於大阪朝日講堂 中小商業會計講演會記念



日本検査計理士會役員委員及幹事

(任期 昭和14年1月15日)

特 248

682

理事長 木村 禎 橋 (大阪)	編纂委員 (長) 郡
常務理事 青木 倫 太 郎 (大阪)	木 下 一 平 田 川
理事 田 中 文 平 (長崎)	田 中 實 山 伍
理事 山田 孝 太 郎 (下關)	財務委員 (長) 河 村 實 雄
理事 加 藤 輝 威 (神戸)	岩 坂 邦 雄 木 村 喜 久 夫
理事 森 田 英 男 (東京)	中 野 英 二 本 庄 謙 二
監事 内 藤 隆 行 (横濱)	教導委員 (長) 木 村 禎 橋
監事 田 近 良 平 (大阪)	青 木 倫 太 郎 田 中 文 平
監事 田 中 保 之 助 (大阪)	内 藤 隆 行 山 田 孝 太 郎
顧問 商學博士 下 野 直 太 郎	地方委員
評議員 (五十音順)	市島 五 朗(函館) 伊 豆 津 房 藏(奈良)
青 木 倫 太 郎 泉 太 郎	泉 太 郎(洲本) 上 野 彦 太 郎(小樽)
上 野 彦 太 郎 小 高 親	岡 本 蔭 三 郎(濱松) 佐 藤 保 信(佐世保)
加 藤 輝 威 木 村 禎 橋	島 田 重 德(札幌) 末 本 正 治(福井)
黒 田 七 郎 郡 榮 作	菅 緑(廣島) 田 川 義 男(姫路)
田 中 文 平 田 近 良 平	永 島 運 一(松江) 中 井 戸 英 夫(滋賀)
田 川 義 男 田 中 保 之 助	野 中 一 郎(岐阜) 古 戸 喜 策(高岡)
高 木 勳 内 藤 隆 行	福 田 彰(明石)
永 島 運 一 中 谷 政 男	山 本 正(戸畑) 大 和 正 義(新宮)
原 田 起 一 森 田 英 男	支部幹事
山 田 孝 太 郎 渡 邊 陽	大 阪 郡 榮 作 中 谷 政 男
特別委員 (五十音順)	神 戸 原 田 起 一
興風委員 (長) 中 谷 政 男	京 都 本 庄 謙 二
岡 本 蔭 三 郎 黒 田 七 郎	東 京 山 田 茂
末 吉 次 郎 原 昭	横 濱 中 村 保
法規委員 (長) 永 島 運 一	名 古 屋 黒 田 七 郎
市 島 五 朗 泉 太 郎	關 門 高 木 勳
角 井 芳 雄 森 田 英 男	長 崎 山 口 利 一
研究委員 (長) 小 高 親	
上 野 彦 太 郎 中 村 甚 吾	
渡 邊 陽 渡 邊 啓 介	

標 語

- |                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 1. 計理士制度ヲ國際的水準ニ | 4. 社交宣傳ヨリモ修養互助ヲ   |
| 2. 數ヨリ質ヲ先ニ      | 5. 理想計理士會完成ト検査計理士 |
| 3. 地域主義ヨリモ人格主義ヲ | 制度確立トヲ            |

終